

# 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年1月9日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

## 第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。

4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。

(隊長及び副隊長の任務)

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。

3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

### 第3章 運航管理体制

(総括管理者)

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

- 2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。
- 4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

(運航安全管理者)

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。
- 3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。
  - (2) 飛行計画を承認すること。
  - (3) 防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。
  - (4) 上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。
  - (5) その他防災ヘリの運航の安全に関すること。
- 4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する航空従事者がその職務を代理するものとする。

(安全担当者)

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。
- 3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

### 第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

- 2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。
- 3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

(機長の責任と権限)

第11条 機長（機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

- 2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。
- 3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救員の中から指定するものとする。

2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。

3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。

3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。

4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。

5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。

6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)及び北海道消防防災ヘリコプター一月間運航計画(様式第2号)により定めるものとする。

(運航範囲)

第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動

- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

## 第5章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。

3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第23条 防災航空室に検査員を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。

4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第24条 防災航空室に機付長を置く。

- 2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。
- 3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。
- 4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

## 第6章 使用手続

(使用予定表)

第25条 防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

## 第7章 安全管理等

(安全管理)

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
- 3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。
- (2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。
- (3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。
- (4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。
- (5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

## 第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の

整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練
- (2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練
- (3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

## 第9章 事故対策等

(捜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しな

ればならない。

## 第10章 雑 則

(記録及び保存)

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（      年度）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

月	項目	回数	時間	機体	訓練場所	細目
4月						
	小計		0:00			
5月						
	小計		0:00			
6月						
	小計		0:00			
7月						
	小計		0:00			
8月						
	小計		0:00			
9月						
	小計		0:00			



月	項目	回数	時間	機体	訓練場所	細目
10月						
		小計		0:00		
11月						
		小計		0:00		
12月						
		小計		0:00		
1月						
		小計		0:00		
2月						
		小計		0:00		
3月						
		小計		0:00		

はまなす1号計	0:00
はまなす2号計	0:00
総計	0:00



運航責任者（防災航空室長） 様

報告者（航空消防活動指揮者）

印

## 飛行報告書

飛行年月日								
業務内容								
飛行経路								
乗組員氏名	操縦士							
	整備士							
	救急救助員							
	(航空消防活動指揮者に○印)							
飛行時間		出発時間	時	分	実飛行時間	時間	分	
		到着時間	時	分	使用燃料	リットル		
搭乗者及び 搭載物資		搭 乗 者			搭 載 物 資			
		氏 名	飛行時間	品 名	個数	重 量		
参考事項								





除細動	実施	指示医師			所属医療機関			
	実施回数	確認波形	確認時間	指示時間	放電時間	実施場所	実施者	備考
	1回目							
	2回目							
	3回目							
	4回目							
	5回目							
	6回目							
指示内容							合計放電数	0 回

気道確保	初回	実施	指示		指示医師		所属医療機関		
		使用器具	指示内容						
		気管挿管	Cormackグレート	適応番号	喉頭鏡		固定位置		
		適応判断理由							
		指示時間	実施時間		実施結果		実施者		
		除去時間	理由						
	2回目	実施	指示		指示医師		所属医療機関		
		使用器具	指示内容						
		気管挿管	Cormackグレート	適応番号	喉頭鏡		固定位置		
		適応判断理由							
		指示時間	実施時間		実施結果		実施者		
		除去時間	理由						

血糖値測定	初回	実施	実施時間		実施者		穿刺部位	
		実施結果	mg/dℓ	中止時間	理由			
	2回目	実施	実施時間		実施者		穿刺部位	
		実施結果	mg/dℓ	中止時間	理由			

静脈路確保	初回	実施	指示		指示医師		所属医療機関		
		適応	指示時間			指示内容			
		確保血管	穿刺針		G	輸液速度	中止時間		
		実施時間	実施者		輸液量		実施結果		
		適応	指示時間			指示内容			
	2回目	実施	指示		指示医師		所属医療機関		
		適応	指示時間			指示内容			
		確保血管	穿刺針		G	輸液速度	中止時間		
		実施時間	実施者		輸液量		実施結果		

薬剤投与	実施	理由			指示医師		所属医療機関	
	指示内容							
	実施回数	投与前波形	指示時間	実施者	実施時間	薬剤名	使用量	
	1回目						mℓ ##	
	2回目						mℓ ##	
	3回目						mℓ ##	
	4回目						mℓ ##	
	5回目						mℓ ##	
	6回目						mℓ ##	
	7回目						mℓ ##	
	8回目						mℓ ##	
以降						mℓ ##		
実施結果					ブドウ糖投与数	0 mℓ	アドレナリン投与数	0 mg

様式第5号（第25条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連絡先

申請者

電 話

担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

様式第6号（第25条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長

連絡先

申請者

電話

担当者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要



## 消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

申請者

（担当者 TEL ）

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

1 使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏 名	男・女	年 齡	備 考

（注）使用に係る事業計画等を添付すること。

様式第8号（第27条関係）

## 消防防災ヘリコプター使用承認書

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

北海道総務部危機管理監

年 月 日付け 第 号で申請のありました消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

### 1 使用条件

（1）目的

（2）飛行経路

（3）搭乗者

### 2 出発日時

### 3 出発場所

### 4 飛行可否の連絡

（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）